

特設人権相談所の開設（6月）

広島法務局三次支局
☎0824-6215070

広島法務局三次支局と三次人権擁護委員協議会では、6月1日「人権擁護委員の日」を中心に、市内各地において特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談を受けします。相談は無料で、難しい手続きはありません。相談内容は厳守します。日常での困り事、心配事があります。たからお気軽にご相談下さい。

・6月1日（木）

会場 吉田人権会館

市役所美土里支所

・6月2日（金）

会場 八千代人権福祉センター

たかみや人権会館

甲田人権会館

・6月5日（月）

会場 市役所向原支所

※いずれも時間は10時から15時です

平成29年工業統計調査の実施

政策企画課

☎42-5627

○平成29年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。調査票は5月中に配布する予定です

す。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、皆様のご協力をよろしくお願いたします。



工業統計キャラクター
コウちゃん

平成29年度慰霊巡拝の実施

社会福祉課

☎42-5615

政府は、戦没者の遺骨収集に努力を重ねてきました。しかし、全ての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上

等における戦没者を対象として次のとおり慰霊巡拝を行います。

慰霊巡拝参加対象範囲

戦没者の配偶者（再婚した者を除く）、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪。

なお、参加されたことのない遺族を優先するため、過去に参加経験のある遺族についてはお断りする場合があります。

実施場所

・旧ソ連：ハバロフスク地方・イル

クーツク州・クラスノヤルスク地

方・沿海地方

・中国：東北地方

・南方：東部ニューギニア・インド

ネシア・硫黄島（第一次）、ト

ラック諸島・硫黄島（第二

次）、フィリピン・マーシャ

ル・ギルバート諸島

実施時期 8月中旬から随時

※申し込み期日が迫っているものも

ありますので、お問い合わせは、

お早めにお願いたします。

※実施時期・実施期間など、詳しい

内容につきましては、お問い合わせ

してください。

お問い合わせ先

社会福祉課 ☎42-5615

無料法律相談所の開設

広島地方裁判所三次支部
☎0824-6315141

憲法週間行事の一環として、無料法律相談室を開設します。

日時 5月9日（火）13時～16時

※受付は15時30分まで

予約不要

場所 広島地方裁判所三次支部

三次市三次町1725-1

☎0824-6315141

相談事項

・民事（不動産・登記・金銭・交通

事故関係、損害賠償、その他）

・家事（相続・遺産分割、夫婦・親

子関係、遺言、その他）

主催

裁判所、検察庁、法務局、弁護士会

お問い合わせ先

広島地方裁判所三次支部庶務課

☎0824-6315141

来原・船佐・川根財産区議会議員

一般選挙

選挙管理委員会

☎42-1136

安芸高田市選挙管理委員会において、任期満了による来原財産区・船佐財産区・川根財産区議会議員一般選挙を執行することを決定しました。

告示日 6月13日

投票日 6月18日

定数 来原財産区議会議員 6人

船佐財産区議会議員 6人

川根財産区議会議員 6人

有害鳥獣対策補助金制度

地域営農課

☎47-4021

制度の概要

・市内の圃場で発生する野生鳥獣の被害を防止するため設置する防護柵（電気柵・金網・魚網・トタン等）の原材料費が10万円を超える場合、超えた額の50%以内の額（100万円を限度）を予算の範囲内で補助します。

補助の条件

・新設又は既存施設では被害を防止できない野生鳥獣の対策のため、追加設置及び補強するものであること。

※補修及び更新は対象となりません。

・原則として2戸以上の共同設置であること。

※地理的条件等により共同設置することができない場合は、個人設置も対象とします。

申請に必要なもの

・交付申請書、同意書、設置位置

図、現況写真、原材料費の見積書

その他

・柵の設置方法などの獣害対策について収録したDVDの貸し出しも行っていきます。



募集

投票立会人

期日前投票立会人募集

選挙管理委員会

☎42-1136

応募された方を選挙管理委員会で登録し、選挙のおよそ2か月前に文書などでご都合を確認し、投票に立ち会っていただきます。

内容 投票所（または期日前投票所）

で投票が公正に行われている

か、立ち会います。

資格 市の住民基本台帳に登録されている有権者

立会時間

・投票立会人

7時から投票所閉鎖時刻（一部の投票所を除き18時）まで

・期日前投票立会人

8時30分から20時まで

報酬

・投票立会人

1日 10,700円

・期日前投票立会人

1日 9,500円

※いずれも源泉徴収の対象です。

応募方法

・登録を希望される方の「氏名、住所、生年月日、電話番号、所属政党」を、選挙管理委員会へお知らせください。応募用紙は、市ホームページから印刷できます。また、ご不明な点はお問い合わせください。

「要約筆記奉仕員養成講座

（パソコンコース）受講者募集

社会福祉課

☎42-5615

聴覚障害のある方や言語障害のある方とのコミュニケーション方法のひとつとして、話の内容等の要点をまとめながら、その場で文字にして伝える「要約筆記」があります。

要約筆記には、手書き要約筆記とパソコン要約筆記があり、今年度はパソコン要約筆記の講座を開催します。聴覚障害のある方等が、様々な場で円滑にコミュニケーションが図れ

るよう、要約筆記奉仕員として活動していただける方が必要です。ぜひ受講ください。

期間 平成29年6月から平成30年3月

※開講式 平成29年6月3日（土）

日時 毎月第1・3土曜日

10時～12時

会場 クリスタルアージュ

対象者 安芸高田市にお住まいの方、

又は勤務されている方

応募要件

次の要件全てに該当される方

①ノートパソコンを持参できる方

②タッチタイピングで1分間70文字

以上の文字入力ができる方

募集人数 10名程度

受講料 無料

※ただし、テキスト代3,400円

の負担が必要です

申込期限 5月26日（金）

講座を修了した方は、広島県要約

筆記者養成講座（後期）の受講資格

が得られます。

お問い合わせ・申込先

社会福祉法人 清風会

☎43-0611

☎43-0180

主催 安芸高田市

※日時・会場は都合により変更させていただきます。